

令和5年度建設業コンプライアンス研修

建設工事に係る濁水規制 について

埼玉県環境部水環境課



埼玉県生活環境保全条例における排水規制

埼玉県生活環境保全条例において、対象となる建設工事（指定土木建設業）から出る排水には、規制基準が定められています。

対象となる建設工事 (指定土木作業)	規制対象項目	規制基準
○杭工事	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
○地盤改良工事	浮遊物質 (SS)	180 (150*) mg/L
○根切り工事	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
○シールド工事		
○アンカー工事	有害物質	水質汚濁防止法の規定する 排水基準と同じ

* 一日の排出水の平均的な汚染状態に係る基準

規制基準を遵守しないおそれがあると・・・

- ・ 公害防止の方法の改善その他必要な措置
- ・ 当該指定土木建設作業若しくは排水の一時停止が命じられることがあります。

命令に従わない場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることがあります。

異常水質事故とは

河川や水路に油や薬品、セメント排水などが流れると魚が死んだり、**水道水や農業用取水などに影響を及ぼす**ことがあります。

公共用水域において次の事態が単独又は複合して発生した場合をいう。

- カドミウム、全シアン等の有害物質により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあること。
- 魚類が大量に浮上、狂奔、へい死等すること。
- 油類、着色汚水等により水質が著しく悪化すること。
- その他水質の汚濁により、利水に支障を及ぼすおそれがあること。

※自然現象を除く



異常水質事故事例

◆ 北本市内の水路における着色水の対応について

<事故の概要>

解体業者が撤去作業中に廃液を流出させたもの。

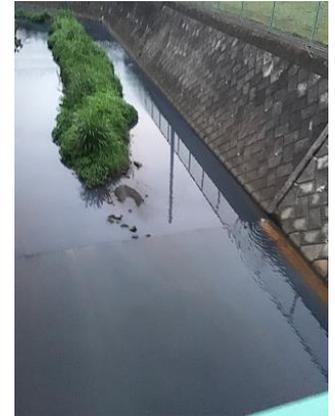
令和4年8月26日、魚が100匹程度へい死。水路にて銅、ほう素、ふっ素検出。

<原因者>

解体業者

<対応>

- ・ 降雨に対する拡大防止措置として屋外の残置物のシート掛け
- ・ 土嚢による敷地内排水溝の封鎖
- ・ 残置物の回収
- ・ 廃液等の廃棄物の適切な処分



対策にかかった費用は原因者の負担となります。

へい死した魚の回収、水路・道路側溝の清掃やオイルマットの設置をするためには、**多額の費用と時間を要します。**



異常水質事故を未然に防ぐために

- 工事現場からの泥水や高アルカリ排水は、凝集沈殿処理や中和処理、回収処分するなど適正に処理しましょう！
- 廃塗料や使用後のハケなどの洗浄水を道路側溝や水路に流さないようにしましょう！
- 廃油や廃塗料は廃棄物として適正に処分しましょう！
- 油や薬品の入ったドラム缶などの容器は適正に保管しましょう！
- 事故時の対応方法や連絡体制を確認する研修を行いましょう！



異常水質事故が発生したら

油や汚水を河川に流してしまった場合は・・・

① 原因者が応急措置を行う

事故の規模により、施設の一時停止等を余儀なくされ、操業にも支障がでる可能性があります。

② 事故の状況を通報し、講じた措置の概要を速やかに報告する

所管する県環境管理事務所又は市役所へ連絡してください。
また、必要に応じて他の関係機関にも連絡してください。

③ 取水停止措置や河川状況回復等に伴い要した費用を 原因者が費用負担しなければならない

下流への影響が大きい場合などは事業者名を公表することがあります。

原因者が応急措置をとっていない場合は、
応急措置や必要な措置を取るよう命ずる可能性があります



異常水質事故発生時の連絡先

県環境管理事務所

環境管理事務所	電話番号	管轄
中央環境管理事務所	048-822-5199	鴻巣市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所	049-244-1250	飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所	0493-23-4050	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、吉見町、滑川町、嵐山町、小川町、毛呂山町、越生町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所	0494-23-1511	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境管理事務所	048-523-2800	深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、寄居町
越谷環境管理事務所	048-966-2311	八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所	0480-34-4011	行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

市役所

政令市・事務移譲市	電話番号	政令市・事務移譲市	電話番号
さいたま市環境対策課	048-829-1331	川越市環境対策課	049-224-5894
川口市環境保全課	048-228-5389	越谷市環境政策課	048-963-9186
熊谷市環境政策課	048-536-1548	所沢市環境対策課	04-2998-9230
春日部市環境政策課	048-736-1136	草加市環境課	048-922-1520
狭山市環境課	04-2953-1111(代)	上尾市生活環境課	048-775-6940
久喜市環境課	0480-85-1111(代)		

埼玉県生活環境保全条例とは

目的（第1条）

この条例は、生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、**環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発生源についての規制を定める**ことにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

埼玉県生活環境保全条例において、建設工事（指定土木建設業に限る）を行っている者が遵守すべき基準（規制基準）が定められています。

指定土木建設業とは

- 杭工事
- 地盤改良工事
- 根切り工事
- シールド工事
- アンカー工事



異常水質事故とは

河川や水路に油や薬品、セメント排水などが流れると魚が死んだり、水道水や農業用取水などに影響を及ぼすことがあります。

公共用水域において次の事態が単独又は複合して発生した場合をいう（自然現象を除く）。

- カドミウム、全シアン等の有害物質により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあること。
- 魚類が大量に浮上、狂奔、へい死等すること。
- 油類、着色汚水等により水質が著しく悪化すること。
- その他水質の汚濁により、利水に支障を及ぼすおそれがあること。



公共用水域とは

公共用水域 水質汚濁防止法第2条第1項の定義と同じ

① 河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域



② ①に接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場を設置している下水道を除く。）

